

丸亀市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年1月20日

丸亀市監査委員	大岡正典
丸亀市監査委員	小野健一

平成 17 年度定期監査報告書（第 1 回）

第 1 監査の対象及び期間

対 象		内 容	監 査 期 間
部	課 等 名		
幼稚園 (教育委員会)	西、城北、城坤、郡家、城辰 城東、本島、あやうた、 飯山南、飯山北 (10 幼稚園)	平成 17 年 6 月 30 日 現在の資料による	平成 17 年 7 月 26 日から 平成 17 年 8 月 17 日まで
中学校 (教育委員会)	本島、広島、東、西、南 綾歌、飯山 (7 中学校)	平成 17 年 6 月 30 日 現在の資料による	平成 17 年 7 月 26 日から 平成 17 年 8 月 19 日まで
総務部	職員課、庶務課	平成 17 年 7 月 31 日 現在の資料による	平成 17 年 9 月 6 日から 平成 17 年 9 月 27 日まで
	秘書広報課、情報政策課	平成 17 年 7 月 31 日 現在の資料による	平成 17 年 9 月 6 日から 平成 17 年 9 月 30 日まで
企画財政部	企画課、財政課	平成 17 年 7 月 31 日 現在の資料による	平成 17 年 9 月 13 日から 平成 17 年 10 月 4 日まで
	管財課、税務課	平成 17 年 7 月 31 日 現在の資料による	平成 17 年 9 月 13 日から 平成 17 年 10 月 7 日まで
健康福祉部	福祉課、児童課、長寿課	平成 17 年 8 月 31 日 現在の資料による	平成 17 年 9 月 28 日から 平成 17 年 10 月 18 日まで
	綾歌老人ホーム、亀寿園 健康課	平成 17 年 8 月 31 日 現在の資料による	平成 17 年 9 月 28 日から 平成 17 年 10 月 21 日まで
綾歌市民総合センター	総務課、業務課 市民生活課	平成 17 年 8 月 31 日 現在の資料による	平成 17 年 10 月 13 日から 平成 17 年 11 月 1 日まで
飯山市民総合センター	総務課、業務課 市民生活課	平成 17 年 8 月 31 日 現在の資料による	平成 17 年 10 月 13 日から 平成 17 年 11 月 1 日まで
生活環境部	生活課、市民課	平成 17 年 9 月 30 日 現在の資料による	平成 17 年 10 月 19 日から 平成 17 年 11 月 11 日まで
	環境課、保険年金課	平成 17 年 9 月 30 日 現在の資料による	平成 17 年 10 月 19 日から 平成 17 年 11 月 15 日まで
	クリーン課、人権課	平成 17 年 9 月 30 日 現在の資料による	平成 17 年 10 月 19 日から 平成 17 年 11 月 18 日まで
産業部	農林水産課、土地改良課 商工観光課	平成 17 年 9 月 30 日 現在の資料による	平成 17 年 11 月 8 日から 平成 17 年 11 月 29 日まで

第2 監査の方法

監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、対象部課等からそれぞれ関係資料の提出を求め、試査、照合及び関係職員の説明を聴取し、次の事項に重点をおいて実施した。

- (1) 財務に関する事務が法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 事務事業の執行が市民福祉の向上に寄与しているか。
- (3) 事務事業が計画的かつ効率的に執行され、期待された効果が認められるか。

第3 監査の結果

事務処理等は、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善、検討等を要する事項が見受けられた。

今後、事務の執行にあたっては指摘事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において指導した軽微な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただきたい。

指摘事項

1 各課共通事項

- ・委託料は、委託業務完了後に支払うことが原則であることから、前金払で支出するときは、前金払で支出する旨を施行決定決裁に記載して市の意思を明確にするとともに契約書にも「本契約締結後、乙の請求に基づき支払うものとする。」等の記載をすること。
- ・長期継続契約については、予算の範囲内においてその給付を受けるべきものとされている。従って翌年度以降の支払を義務づける長期継続契約については、「翌年度以降において当該予算について減額又は削除があった場合は本契約を解除することができる。」との条件を付すこと。
- ・前年度中に翌年度の支払を義務づけることとなる自動更新契約を締結するときは、債務負担行為として議会の議決を得ておくか、又は「翌年度以降において当該予算について減額又は削除があった場合は本契約を解除することができる。」との条件を付すこと。
- ・契約書には、契約内容を明確にするために仕様書等を添付して、契約すること。
- ・地方自治法施行令第167条の2で定める随意契約の適用条項や、丸亀市契約規則第32条で定める契約保証金を減免する適用条項に誤りが多いので注意すること。
- ・収入印紙の貼付漏れや誤った金額の印紙を貼付している契約書が見受けられるので、契約の相手方に適正な印紙を貼付するよう指導すること。
- ・使用されていない備品や不用な備品は、全庁的に調整して有効利用を図ると共に返納又

は廃棄する等により台帳整備をすること。

- ・ 出納員等が行う現金の収納及び保管については、万全を期すため出納員規則が定められているので、規則に沿った事務手続きを行うこと。

2 各課個別事項

【教育委員会】

幼稚園（全幼稚園共通）

- ・ 令達予算差引簿において、金額訂正方法の不備や月計・累計の記入漏れ等が見られるので注意すること。
- ・ 保育料徴収台帳に「未納者」の表示や納入年月日の記入漏れが見られるので注意すること。

中学校（全中学校共通）

- ・ 令達予算差引簿において、訂正印の押印漏れや月計・累計の未記入があるので注意すること。
- ・ 多額の郵便切手類の繰越は適当でないので年度内に使用される数量を購入すること。

【総務部】

庶務課

- ・ 災害時用備蓄医療品については、備蓄する医療品とその数量及び備蓄場所を十分把握し、管理に万全を期すこと。
- ・ 災害時用発動発電機の購入について、随意契約をしているが競争入札が基本であるので今後改善すること。

秘書広報課

- ・ 国際交流コンサルティング及び翻訳業務委託において、全額前払いをしているが、業務完了確認後に支払うべきであるので今後改善すること。

情報政策課

- ・ 物品出納通知書において、所管換の決裁権者は部長であるが課長決裁のものがあるので、職務権限規程に従って決裁をすること。

【企画財政部】

財政課

- ・ 一般会計において基金の借入れをするには、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を借入れの決裁文書に記載すること。
- ・ 「基金は確実かつ効率的に運用しなければならない。」と定められていることから、一般会計への貸付金及び繰替運用をするときは利子を付すべきであるので改善すること。

と。

税務課

- ・現金受入票綴については、作成数量及び使用数量を十分把握し、適正な在庫管理を行うこと。

【健康福祉部】

福祉課

- ・「愛の広場」委託料は実行委員会に支出しているが、精算報告は丸亀市ボランティア協議会への補助金の中で処理されている。別会計で処理すべきであるので改善すること。
- ・「もちの木センター管理運営委託料」について、社会福祉協議会に委託しているが、内容はもちの木通所作業所の委託業務とセンターの運営費であり、「もちの木センター」と「もちの木通所作業所」の位置付けが不明瞭であるので改善すること。

長寿課

- ・老人デイサービス事業の委託契約において、委託内容等基本的な事項を定めているが、委託金額の契約が見当たらない。このような場合、委託業務等基本的な契約とは別に毎年委託金額の契約を交わすべきであるので改善すること。

【綾歌市民総合センター】

総務課

- ・普通財産を駐車場用地として貸し付けているが、職務権限規程では普通財産の管理権限は企画財政部長となっているので、企画課及び管財課とも協議の上、改善すること。

【飯山市民総合センター】

総務課・市民生活課・業務課

- ・公用車のリース契約において、リース期間が年度をまたがっているのに債務負担行為の設定がないので改善すること。
- ・一般コミュニティ助成事業に対する補助金交付の施行決定において、新規補助は市長決裁であるが部長決裁となっているので、職務権限規程に十分留意すること。
- ・支払方法として2回以上に分割して支払う場合には、各支払時期とその支払金額を契約書に記載すべきであるので今後改善すること。

【生活環境部】

生活課

- ・高等学校通学航路費補助金について、補助金交付要綱と異なる手続をとっているので整理すること。
- ・清掃業務委託契約において、契約金額が50万円を超えているにも係らず請書によって

契約している。財務会計事務等の手引きに留意して事務処理をすること。

市民課

- ・ 随意契約適用条項で地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号を適用しているが、同条の第 3 号、第 4 号については市の規則において手続(随意契約の内容等の公表)の定めがないため適用できないので注意すること。

環境課

- ・ 見積依頼書に「旧町契約規則適用」の記載があるので改善すること。

クリーン課

- ・ 施行決定の決裁日及び支出負担行為決裁日と契約締結日、見積書提出年月日とに不整合が生じているものがあるので注意すること。

人権課

- ・ 補助金交付申請において、本来の補助金交付目的に沿った目的、事業効果となっていないものがあるので注意すること。

【産業部】

農林水産課

- ・ 補助金交付において、施行決定に補助規定の明記されていないものがあるので改善すること。

土地改良課

- ・ 単独県費補助に係る補助金交付について、補助金交付要綱と異なる事務処理を行っているので整理すること。

商工観光課

- ・ 管理運営委託契約において、廃止されている規則に基づき管理運営を行うようになっているので注意すること。
- ・ 補助金において、被補助団体である観光協会からも補助金を支給しているものがあるので調査検討をすること。

第4 意見

本市の運営の合理化等に資するため、次のとおり意見を付する。

1 各課共通意見

- ・ 合併により、補助内容や補助基準が不統一となっているものが見受けられるので、合理的・効果的な補助方針や規準の統一に向けて見直していただきたい。又、被補助団体の再編統合についても検討していただきたい。
- ・ 同一の被補助団体に対して2以上の事業について負担金や補助金が交付されている場合は、関係課で協議する等により見直していただきたい。
- ・ 運営補助金や負担金を交付している団体において、多額の繰越金の保有や、基金として積立をしている団体が見受けられるので、返還若しくは予算執行時において減額交付することについて、検討していただきたい。
- ・ 負担金を交付している団体について、市が参加することによって市民福祉の向上に寄与しているか、加入している団体の負担割合は適正であるか等、事業内容を十分審査していただきたい。
- ・ 公共的団体又は市が関与して設置している団体に対する委託料について、「残余金が生じたときは返還すること。」との条件を付することについて検討していただきたい。
- ・ 契約規則では、「随意契約により契約を締結しようとするときは、競争入札に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。」と定められているが、殆んど随意契約において予定価格が設定されていないので、予算額、前年度契約金額、他者の見積書の人件費及び物件費等との比較、人件費及び物件費の価格の動向等を参考として予定価格を定め、契約金額を決定するよう検討していただきたい。
- ・ 契約方法について、同一業務は極力纏めて発注し、価格競争を行った上で経費節減に努めていただきたい。

2 各課個別意見

【教育委員会】

幼稚園（全幼稚園共通）

- ・ 保育料減免申請に係る処理方法が各園異なっているので、統一していただきたい。

【総務部】

庶務課

- ・ 例規検索システム維持管理委託契約は単価契約での自動更新契約となっているが、単

年度契約とし、毎年度単価の見直しを行っていただきたい。

秘書広報課

- ・中学生の派遣交流事業のサンセバスティアン市、張家港市及びガダルーペ市の3市への派遣実施については、参加状況等を考慮し、検討していただきたい。併せて各交流事業毎に委託契約をしているが一括して契約することにより事務軽減を図られたい。
- ・ラジオ・テレビ広報については、費用対効果を考慮し、検討していただきたい。

情報政策課

- ・各種保守点検委託契約において、前年同額の見積りが多いので内容等十分精査の上、極力安価となるよう工夫検討していただきたい。

【企画財政部】

財政課

- ・8億円余りの預託金について、財源不足を補うため、制度の見直し等調査検討していただきたい。

管財課

- ・公有財産関係で、無償貸付の中に有償貸付できるものがあると思われるので、見直ししていただきたい。

【健康福祉部】

福祉課

- ・パソコン等については、保守点検を委託するよりも故障が生じたときに修繕する方が経費節減になると思われるので、検討していただきたい。

綾歌老人ホーム

- ・要介護3から5に該当する入所者は、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の所管であることから、措置換えすべきであると思われるので検討していただきたい。

亀寿園

- ・要介護3から5に該当する入所者は、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の所管であることから、措置換えすべきであると思われるので検討していただきたい。

健康課

- ・業務内容について、旧丸亀、綾歌、飯山とでは統一されていない部分があるので、見直しを検討していただきたい。

【綾歌市民総合センター】

総務課

- ・相手方が作成した契約書により契約することによって、市に不利な契約内容となっているものがあるので、内容を十分精査の上、公文例規程に準じて契約書を作成してい

ただきたい。

【飯山市民総合センター】

総務課

- ・中国四国財政局香川農地防災事務所の建物等の使用料は、旧飯山町の規定に基づいた契約となっているので今後は新市の規定に合わせるよう検討していただきたい。
- ・大型乗合乗用車(マイクロバス)は隣接の飯山中学校にもあるので、双方の有効活用について、検討していただきたい。
- ・飲み物自動販売機の使用料免除については、他の自動販売機が有料であることから有料化について検討していただきたい。
- ・職員及び来客用駐車場用地の借上料については、積算根拠が明確でないので、市内の他の施設の例を参考に見直していただきたい。

【生活環境部】

生活課

- ・コミュニティバスの1日1台当たりの平均利用者は、旧丸亀市で約10人、旧綾歌町で2.5人、旧飯山町で1.5人と非常に少ないため、平成18年4月から路線の見直し、ダイヤ改正が計画されているようであるが、運行経費の節減に努めていただきたい。
- ・所管建物に関する建築基準法に基づく調査及び定期報告書作成業務については、住宅課とも協議の上、職員で対応するよう検討していただきたい。

市民課

- ・構内警備業務委託契約は、市が不利な契約内容となっているので、公文例規程に準じた契約とするよう検討していただきたい。

保険年金課

- ・浄化槽や電気及び消防設備の保守点検委託については、診療所を含め島しょ部にある全施設の点検を各業務ごと一括して契約することにより、車輛の搬送賃や業者の出張費等の経費節減並びに事務軽減が図れると思われるので、検討していただきたい。

クリーン課

- ・合併に伴う確認事項である収集体制（旧丸亀市は直営、旧綾歌町はごみ・し尿ともに民間委託、旧飯山町はごみは直営、し尿は一部民間委託）について、効率的な収集のあり方等を検討していただきたい。
- ・し尿汲取手数料については、現在の危機的財政状況から滞納繰越が生じないように収入の確保に努めていただきたい。
- ・石油価格が上昇している現在、天然ガス利用車の使用などその方向性を研究していただきたい。

人権課

- ・人権啓発パレード開催業務委託において、委託書、受託書により契約しているが、委託契約書にて「残余金が生じた場合は返還する」旨の条項を付して契約するよう検討していただきたい。
- ・浄化槽や電気及び消防設備の保守点検委託については、島しょ部にある全施設の点検を各業務ごとに一括して契約することにより、車輛の搬送賃や業者の出張費等の経費節減並びに事務軽減が図れると思われるので、検討していただきたい。

【産業部】

土地改良課

- ・公共用財産の用途廃止について、申請から許可までの事務を速やかに処理できるよう検討していただきたい。また、決裁に当たり合議先が各部各課の各担当に及ぶなど非常に多いので、スピーディーに決定できるよう回議・合議など決定の手続について見直していただきたい。
- ・支出負担行為決議書を作成しない単価契約については、契約の相手方・契約金額の決定についての決裁を受けて契約するよう改めていただきたい。